平成２２年（フ）第１１９号
秋田市土崎港南３丁目10番35号　アーバンハイツ港南Ｄ―103
債務者　小松　由佳
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２号
秋田県大館市字観音堂463番地４
債務者　木村　真弓
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第２３号
秋田県大館市比内町扇田字大谷地26番地１、６－７号
債務者　千葉　晴彦
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第６８号
福島市浜田町４番３号　コア・トーエイビル202
債務者　藤井　美代
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第８６号
福島市成川字下畑26番地１　医療法人板倉病院内、住民票上の住所福島市笹谷字清水14番地の４
債務者　吉田　　穣
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１０１号
千葉市中央区都町1185番地　都町ハイツ19号
債務者　大貫　健彦
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０号
千葉県茂原市八幡原656番地
債務者　渋谷　義美
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第１１号
千葉県茂原市八幡原656番地
債務者　渋谷　　薫
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第４２号
石川県かほく市木津ホ59番地７
債務者　小寺恵美子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第７３号
金沢市十三間町中丁37番地　鷹栖マンション103号室
債務者　佐賀　ヒデ
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３０号
長野県安曇野市豊科3996―１　レオパレス信州ｉｎ２―101号室、住民票上の住所長野県東筑摩郡麻績村麻2571番地
債務者　青木　信輝
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第３４号
長野県茅野市塚原１丁目21番13号、前住所長野県茅野市豊平3128番地１
債務者　大塚　英信
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第８８５号
岐阜県本巣郡北方町曲路東１丁目26番地
債務者　萩原　敬太
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１号
岐阜市上川手南手178―５　エクセランⅡ202号室、住民票上の住所岐阜市茜部菱野２丁目76番地
債務者　上野　高志
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２６号
岐阜県関市津保川台１丁目７番12号、前住所岐阜県本巣市上真桑2258番地１
債務者　中屋　広美（旧姓平間）
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３８号
岐阜県美濃市2598番地３
債務者　吉田　久美
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第９３号
岐阜県羽島市小熊町３丁目826番地５
債務者　左右田久惠（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
岐阜地方裁判所